

広島県告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十六年四月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八四号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市吉舎町海田原字南田三六七番一地从先から 三次市吉舎町海田原字曾根田一七五番一地从先ま で	○ 一六・五〇 〓 三六・〇〇	○ 一六・〇〇 〓 三四・〇〇		一七五・〇〇	拡幅